

製材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表
○製材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成 13 年 8 月 28 日農林水産省告示第 1137 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
製材についての取扱業者の認証の技術的基準 1～3 （略） 4 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 4.1 最終製品における検査によって格付を行う場合 4.1.1 製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設 4.1.1.1・4.1.1.2 （略） 4.1.1.3 品質管理施設 （削る。） <u>次の機械器具を備えている適当な広さの施設でなければならない。</u> a) <u>ノギス</u> b) <u>直定規</u> c) <u>直角定規</u> d) <u>鋼鉄製巻尺</u> e) <u>繊維走向測定用具（目視等級区分構造用製材を製造する場合に限る。）</u> f) <u>曲げ試験装置（機械等級区分構造用製材を製造する場合に限る。）</u> g) <u>材面測定機器（材面測定機器を用いて材面の品質管理を行う場合に限る。）</u> h) 保存処理を施しその旨を表示する場合にあっては，<u>a)～g)</u>に規定するもののほか，次の 1)～4)に掲げる機械器具及び 5)～15)の場合ごとに掲げる機械器具 1)～4) （略） 5) 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし，第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。 5.1)～5.5) （略） 6) 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし，第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。 6.1)～6.6) （略） 7) ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし，第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。	製材についての取扱業者の認証の技術的基準 1～3 （略） 4 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準 4.1 最終製品における検査によって格付を行う場合 4.1.1 製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設 4.1.1.1・4.1.1.2 （略） 4.1.1.3 品質管理施設 a) 次の機械器具を備えている適当な広さの施設でなければならない。 1) <u>ノギス</u> 2) <u>直定規</u> 3) <u>直角定規</u> 4) <u>鋼鉄製巻尺</u> 5) <u>繊維走向測定用具（目視等級区分構造用製材を製造する場合に限る。）</u> 6) <u>曲げ試験装置（機械等級区分構造用製材を製造する場合に限る。）</u> 7) <u>材面測定機器（材面測定機器を用いて材面の品質管理を行う場合に限る。）</u> （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） b) 保存処理を施しその旨を表示する場合にあっては，<u>a)</u>に規定するもののほか，次の 1)～4)に掲げる機械器具及び 5)～15)の場合ごとに掲げる機械器具を備えていなければならない。 1)～4) （略） 5) 第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって，第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合 5.1)～5.5) （略） 6) 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって，第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合 6.1)～6.6) （略） 7) ほう素・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって，第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合

7.1)～7.7) (略)

8) 銅・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

8.1)～8.8) (略)

9) 銅・アゾール化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

9.1)～9.9) (略)

10) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関の検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

10.1)～10.5) (略)

11) アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関の検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

11.1)～11.6) (略)

12) 脂肪酸金属塩系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

12.1)～12.8) (略)

13) ナフテン酸金属塩系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

13.1)～13.7) (略)

14) クレオソート油保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

14.1)～14.4) (略)

15) ほう素化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。

15.1)～15.7) (略)

ij) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合にあっては、a)～g)に規定するもののほか、含水率測定用具

4.1.1.4 格付のための施設

次による。

a)・b) (略)

c) 保存処理を施しその旨を表示する場合にあっては、b)に規定するもののほか、次の1)に掲げる機械器具及び2)～12)の場合ごとに掲げる機械器具を備えていなければならない。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

1)～12) (略)

d) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合にあっては、b)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具を備えていなければならない。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

1)～4) (略)

4.1.2 品質管理の実施方法

次による。

7.1)～7.7) (略)

8) 銅・第四級アンモニウム化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合

8.1)～8.8) (略)

9) 銅・アゾール化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合

9.1)～9.9) (略)

10) アゾール・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関の検定証明を定期的に取得しない場合

10.1)～10.5) (略)

11) アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関の検定証明を定期的に取得しない場合

11.1)～11.6) (略)

12) 脂肪酸金属塩系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合

12.1)～12.8) (略)

13) ナフテン酸金属塩系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合

13.1)～13.7) (略)

14) クレオソート油保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合

14.1)～14.4) (略)

15) ほう素化合物系保存処理薬剤によって保存処理を施す場合であって、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合

15.1)～15.7) (略)

c) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合にあっては、a)に規定するもののほか、含水率測定用具を備えていなければならない。

4.1.1.4 格付のための施設

a)・b) (略)

c) 保存処理を施しその旨を表示する場合にあっては、b)に規定するもののほか、次の1)に掲げる機械器具及び2)～12)の場合ごとに掲げる機械器具を備えていなければならない。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

1)～12) (略)

d) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合にあっては、b)に規定するもののほか、次の機械器具を備えていなければならない。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

1)～4) (略)

4.1.2 品質管理の実施方法

a)～e) (略)

4.1.3 (略)

4.1.4 格付の組織及び実施方法

4.1.4.1 (略)

4.1.4.2 格付の実施方法

次による。

a) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**2)**及び**5)**に掲げる事項にあつては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

1)・2) (略)

3) 格付の表示の様式に関する事項

4)・5) (略)

6) 格付の表示のための証票又は機械器具の管理に関する事項

7) 格付及び格付の表示の記録の作成及び保存に関する事項

8) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する教育の実施に関する事項

9) 格付及び格付の表示の実施状況についての内部監査に関する事項

10) 格付及び格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

b)・c) (略)

4.1.5 (略)

4.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

4.2.1 (略)

4.2.2 品質管理の実施方法

次による。

a)～g) (略)

4.2.3 (略)

4.2.4 格付の組織及び実施方法

4.2.4.1 (略)

4.2.4.2 格付の実施方法

次による。

a) 次に掲げる事項について、格付規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

1) (略)

2) 格付の表示の様式に関する事項

3) (略)

4) 格付の表示のための証票又は機械器具の管理に関する事項

5) 格付及び格付の表示の記録の作成及び保存に関する事項

6) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する教育の実施に関する事項

7) 格付及び格付の表示の実施状況についての内部監査に関する事項

8) 格付及び格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

a)～e) (略)

4.1.3 (略)

4.1.4 格付の組織及び実施方法

4.1.4.1 (略)

4.1.4.2 格付の実施方法

a) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**2)**及び**5)**に掲げる事項にあつては、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

1)・2) (略)

3) 格付の表示にする事項

4)・5) (略)

(新設)

6) 格付記録の作成及び保存に関する事項

(新設)

7) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項

8) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

b)・c) (略)

4.1.5 (略)

4.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

4.2.1 (略)

4.2.2 品質管理の実施方法

a)～g) (略)

4.2.3 (略)

4.2.4 格付の組織及び実施方法

4.2.4.1 (略)

4.2.4.2 格付の実施方法

a) 次に掲げる事項について、格付規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

1) (略)

2) 格付の表示に関する事項

3) (略)

(新設)

4) 格付記録の作成及び保存に関する事項

(新設)

5) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項

6) 格付の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

b) (略) 4.2.5 (略) 5 製造業者以外の取扱業者等（以下，“非製造業者”という。）の認証の技術的基準 5.1 最終製品における検査によって格付を行う場合 5.1.1 (略) 5.1.2 品質管理の実施方法 <u>次による。</u> a)～d) (略) 5.1.3～5.1.5 (略) 5.2 製造工程における検査によって格付を行う場合 5.2.1 (略) 5.2.2 品質管理の実施方法 <u>次による。</u> a)～d) (略) 5.2.3～5.2.5 (略) 附属書 A (略)	b) (略) 4.2.5 (略) 5 製造業者以外の取扱業者等（以下，“非製造業者”という。）の認証の技術的基準 5.1 最終製品における検査によって格付を行う場合 5.1.1 (略) 5.1.2 品質管理の実施方法 a)～d) (略) 5.1.3～5.1.5 (略) 5.2 製造工程における検査によって格付を行う場合 5.2.1 (略) 5.2.2 品質管理の実施方法 a)～d) (略) 5.2.3～5.2.5 (略) 附属書 A (略)
--	--